

蒲郡再生医療産業化推進委員会 規約

(名 称)

第1条 本会は、「蒲郡再生医療産業化推進委員会」と称する。

(目 的)

第2条 本会は、蒲郡市ヘルスケア計画に基づき、本市における再生医療の実用化及び産業化を実現するため、再生医療に関する事業を企画し、及び円滑に運営することにより、再生医療のまち蒲郡の推進に資することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 再生医療に関する事業の企画及び運営
- (2) 再生医療に関する事業に係る連絡及び調整
- (3) その他再生医療の実用化及び産業化を実現するために必要な事業

(組 織)

第4条 本会は、別表の機関及び団体等で構成する。

- 2 本会の目的を達成するため、委員長は必要により他の機関及び団体等を加入させることができる。

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 3名
- (3) 参与 1名
- (4) 監事 1名

- 2 委員長は、蒲郡市長をもって充てる。

- 3 副委員長及び参与は、委員長が指名する。ただし、再任を妨げない。

- 4 監事は、蒲郡市産業振興部長をもって充てる。

(役員の仕事)

第6条 委員長は、本会を代表し、総理する。

- 2 副委員長及び参与は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、その職務を代理する。

- 3 監事は、本会の会計を監査する。

(運 営)

第7条 本会は、必要に応じ構成員による会議を開催する。

- 2 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

(会 計)

第8条 本会の会計は、負担金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

- 2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、蒲郡市産業振興部産業政策課に置く。

(雑 則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規約は、平成27年7月28日から施行する。

附 則

この規約は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年7月29日から施行する。

附 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。

別 表 (第4条関係)

蒲郡再生医療産業化推進委員会 構成

- 1 蒲郡市
- 2 蒲郡市民病院
- 3 蒲郡商工会議所
- 4 株式会社ジャパン・ティッシュエンジニアリング